

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1. 活動の推進に関する基本的考え方

徳島県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（令和3年3月策定）」において、多様な主体の協働による農山漁村の保全活動の推進を掲げその具現化に向けた取組として多面的機能支払交付金を重要な施策として位置づけ、多様な主体を含む活動組織及び広域活動組織（以下「対象組織」という。）による保全活動を推進し、農村コミュニティの活性化、地域資源の長寿命化と次世代への継承を図ることとしている。

このような中、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全活動、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化活動に対し支援を行ってきたが、農業・農村が有する多面的機能の保全や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組の強化が重要となっている。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別記1－2の活動指針及び活動要件を基礎として、水路、農道等の施設の適切な保全管理を促進するため、水路、農道、ため池の安全施設の適正管理、水路の配水操作の活動を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源管理構想を作成したとみなすことができる。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理
活動内容	☐ 配水操作 計画に基づいた配水操作を行うこと。 ☐ 安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、点検結果に基づき必要に応じ、下草刈り等による適正な管理を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	12 路面の維持
活動内容	☐ 路面の維持 活動計画に位置付けた農道が、積雪後も通行のできるよう適正に管理するため融雪剤の散布や除雪を行い対策をすること。 ☐ 安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、点検結果に基づき必要に応じ、下草刈り等による適正な管理を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	☐ 安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、点検結果に基づき必要に応じ、下草刈り等による適正な管理を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	9 水路附帯施設の保守管理
活動内容	☐ 遮光施設の適正管理 アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置する等適正な管理を行うこと。
活動要件	－

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

徳島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、活動計画書に位置付けられている対象農用地について、②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

③ 都道府県知事による交付単価の変更

活動組織が前年度に受けた交付額を超えて翌年度へ持越し、活用の目処が立たない場合、当年度の基準単価を1/2に減額することができる。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
減額単価 (基準単価)	田	1,500円	750円
	畑	1,000円	500円
	草地	125円	62円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。(以下「対象農用地」という。)

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定するものであって、かつ同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地。(以下「農振農用地」という。)
- ② 上記①の規定にかかわらず、対象農用地として事業計画に定めた実施計画を継続して営農又は保全管理される農用地。なお、保全管理される農用地とは、人力・農業用機械による草刈り、耕起により農業生産の可能な農用地をいう。

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の活動指針及び活動要件を基礎として、水路、農道等の施設の適切な保全管理を促進するため、水路・農道・ため池の安全施設の適正管理等、水質保全のための池干し、農作物被害防止や農業水利施設の機能維持のための外来種の駆除等の取組を実施する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地及び水路等の施設の機能診断・計画策定、実践活動を毎年度実施する。また、施設の機能診断・補修技術等の研修及び簡単な補修に関する研修について、5年間に1回以上実施する。

イ 農村環境保全活動

取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

任意の実施とし、実施する場合は、活動内容を選択した上で、毎年度実施する。

広報活動については、平成29年度以降に多面的機能の増進を図る活動を新たに実施する対象組織（事業計画期間の終了に伴う新たな計画の認定を受ける場合を含む。）は毎年実施する。ただし、対象農用地に実施要領第1の4の（8）の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は実施要領第1の4の（9）の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	機能診断
活動項目	25 水路の機能診断
活動内容	活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所把握、安全施設の状況等）を行うこと。

活動要件	—
------	---

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	機能診断
活動項目	26 農道の機能診断
活動内容	活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握、安全施設の状況等）を行うこと。
活動要件	—

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	機能診断
活動項目	27 ため池の機能診断
活動内容	活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握、安全施設の状況等）を行うこと。
活動要件	—

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等 ②附帯施設
活動内容	□安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、機能診断結果に基づき必要に応じ、簡易補修等を行うこと。又は新たに安全施設を設置し、適正に管理を行うこと。
活動要件	—

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	32 農道の軽微な補修等 ②附帯施設
活動内容	□安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、機能診断結果に基づき必要に応じ、簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	—

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	33 ため池の軽微な補修等 ②附帯施設
活動内容	□安全施設の適正管理 転落事故等防止のための安全施設について、機能診断結果に基づき必要に応じ、簡易補修等による適正な管理を行うこと。又は新たに安全施設を設置し、適正に管理を行うこと。
活動要件	—

イ 農村環境保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	生態系保全
活動項目	40 外来種の駆除
活動内容	農作物への被害の防止や農業水利施設の機能維持のため、外来の魚類等の生物の駆除等の活動を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	実践活動
テーマ	生態系保全
活動項目	41 その他（生態系保全）
活動内容	地域において保全する生物（主に魚類・水生生物）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他（水質保全）
活動内容	□水質保全を考慮した施設の適正管理 水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲で池干し(1カ月程度以上)の水抜きによる泥土乾燥)を実践すること。
活動要件	－

区 分	活動内容の変更（追加）
活動区分	実践活動
テーマ	水田貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	48 水田の貯留機能向上活動
活動内容	大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ、 <u>補修、補強</u> 等を行うこと。ただし、前述の排水調整の活動を行う場合に限る。
活動要件	－

ウ 多面的機能の増進を図る活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 都道府県、市町村が特に認める活動
活動内容	□対象組織間で連携し大型の鳥類（ツル・コウノトリ）を保護する活動 大型の鳥類（ツル・コウノトリ）が定期的に飛来しやすくするため、対象組織間で連携し、生物多様性保全計画の策定、餌となる生物の生息状況の把握、水田等を活用した生物を増加させる活動、また大型の鳥類への加害を防ぐ活動を実施すること。
活動要件	活動を実施する対象組織は、2組織以上で生物多様性保全計画を作成し、連携した取組を実施すること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

徳島県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画書の策定について

市町村長は、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合には、実施要領様式第2－17号により県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。

対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を実施要領様式第1－3号の事業計画書に記載するものとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

徳島県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金により、共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地については、基本単価の7.5割とする。また、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、基本単価、継続地区の交付単価ともに6分の5を乗じた額とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち 国の助成
基本単価 (共同活動を実施して5ヵ年経過しておらず、かつ資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象となっていない対象農用地)	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
継続地区の交付単価 (多面的機能支払交付金等により共同活動を5年以上実施した対象農用地及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地)	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

③ 都道府県知事による交付単価の変更

活動組織が前年度に受けた交付額を超えて翌年度へ持越し、活用の目処が立たない場合、当年度の交付単価を1／2に減額することができる。

適用	地目	資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち 国の助成
基本単価 (共同活動を実施して5ヵ年経過しておらず、かつ資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象となっていない対象農用地)	田	1,200円	600円
	畑	720円	360円
	草地	120円	60円
継続地区の交付単価 (多面的機能支払交付金等により共同活動を5年以上実施した対象農用地及び資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地)	田	900円	450円
	畑	540円	270円
	草地	90円	45円

④ 加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能の増進を図る活動のうち活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動項目（ただし、広報活動・農的関係人口の拡大を除く。）に2活動項目以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付に限り加算できる交付単価は、下表のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち 国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円

	草地	40円	20円
継続地区の交付単価（資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

b 農村協働力の深化に向けた活動への支援

a の増進に向けた支援を受ける対象組織であって、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り加算できる交付単価は、下表のとおりとする。

- （a）農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- （b）農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

適用	地目	資源向上支払交付金 （地域資源の質的向上を図る共同活動） の10アール当たりの交付単価	左記のうち 国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続地区の交付単価（資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

c 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、下表のとおりとする。

- （a）資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- （b）広域活動組織にあつては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）。

適用	地目	資源向上支払交付金 （地域資源の質的向上を図る共同活動） の10アール当たりの交付単価	左記のうち 国の助成
加算単価	田	400円	200円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の算定の対象は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であつて、以下に掲げるものとする。（以下「対象農用地」という。）

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定するものであつて、かつ同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地。（以下「農振農用地」という。）
- ② 上記①の規定にかかわらず、対象農用地として事業計画に定めた実施計画を継続して営農又は保全管理される農用地。なお、保全管理される農用地とは、人力・農業用機械による草刈り、耕起により農業生産の可能な農用地をいう。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、ため池が広く分布しており、農作物の栽培に大きな役割を果たしているが、土砂の堆積により機能低下がみられ、ため池の浚渫が必要となっていることから、これらを保全するために交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。

② 管理と対象施設の確認

集落が管理し、長寿命化で施設の補修又は更新等を行うため、協定書や確認書が作成されていること。

集落が施設を適正に管理するため除草作業や掃除等を計画的に取り組みその状況が活動計画や実施状況報告書にて確認できること。

③ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 工事1件あたり2百万以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

活動計画終了までに、活動計画の「施設の長寿命化のための活動」の活動内容ごとに工事に要する経費を積算し、合計額が2百万円以上と見込まれる場合は、対象組織が「長寿命化整備計画書」を作成し、市町村長へ計画申請を行う。

市町村長は、申請された「長寿命化整備計画書」について、①積算の根拠の確認、②対象施設及び対象活動が別紙3の指針を満たすか確認、③他事業（公共非公共）での事業実施の見込みの検討を行う。なお、③については必要に応じて県と協議を行う。

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

市町村長は、対象組織より申請された「長寿命化整備計画書」について、アのaの③にて県知事と協議を行うと判断した場合、別に定める協議書と「活動計画書」・「長寿命化整備計画書」等の必要書類をまとめ協議を求める。

県知事は、市町村長からの協議書等の書類に基づき、長寿命化防災減災事業等の要件・計画・事業実施状況・予算措置等を加味し、可否を判断し回答を行う。

市町村長は、回答の結果を参考とし申請された「長寿命化整備計画書」が妥当と判断した際には承認を行う。

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

「長寿命化整備計画書」に記載した工事について、各年度での工事発注額が200万円以上となる際には、工事の技術支援を義務付ける。

工事の技術支援については、県下全域を対象に「機能診断を踏まえた工法の選定」・「工事の設計」・「施工管理」・「完了検査」等を行える団体にて実施する。

なお、一路線の工事を活動計画期間内の年度ごとに分割し実施する場合、「機能診断を踏まえた工法の選定」「工事の設計」は初年目のみとし、翌年度以降は「施工管理」「完了検査」とすることができる。

d その他必要な事項

- ・ aの工事に要する経費の積算については、これまでの工事を元に積算することとし、積算がない場合は見積もり等にて積算する。また、経費については、調査・設計・検査・管理に要する経費を除く。
- ・ aにおいて、工事の積算が200万円以下となり「長寿命化整備計画書」を作成していない場合で、工事の積算が200万円以上と見込まれた際には速やかに「長寿命化整備計画書」を申請する。
- ・ 「長寿命化整備計画書」と活動計画との整合性を図るため、活動計画の活動内容の欄に工事内容、工区（工事場所）、直営施工の有無を記載する。
- ・ 直営施工については、cに定める技術的指導を義務付けない。
- ・ cの場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その

他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

④ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
施設区分	ため池
活動項目	65 ため池の補修 ①ため池本体
活動内容	□ため池の浚渫 ため池において、土砂の堆積により貯水機能に支障が生じている場合、浚渫等の対策を行うこと。
活動要件	－

⑤ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

徳島県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の算定の対象は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であって、以下に掲げるものとする。（以下「対象農用地」という。）

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定するものであって、かつ同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地。（以下「農振農用地」という。）
- ② 上記①の規定にかかわらず、対象農用地として事業計画に定めた実施計画を継続して営農又は保全管理される農用地。なお、保全管理される農用地とは、人力・農業用機械による草刈り、耕起により農業生産の可能な農用地をいう。

5. 広域協定の規模

徳島県内においては、広域協定の対象とする区域が旧市町村区域（昭和25年2月1日時点）程度の面積又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（生産条件が不利な農用地等（5法指定地域（振興山村地域、過疎地域、離島地域、半島地域、特定農山村地域）、中山間地域農業ルネッサンス事業の支援事業実施地域及び及び中山間地域等直接支払制度の特認地域）が存在する場合は50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

徳島県の対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和5年度に受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、下表のとおりとする。

適用	資源向上活動 (広域化・体制強化のための活動) に対する1組織当たりの交付額	左記のうち 国の助成
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000円	20,000円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	80,000円	40,000円
1000ha以上	160,000円	80,000円

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、徳島県、市町村、農業者団体、集落等の各組織間による緊密な連携のもと実施することが必要であることから、本県では、各組織に対する支援、指導・助言を行

うことで円滑な事業の推進に資する推進組織を設置することとする。

推進組織には、過年度において多面的機能支払交付金の事業実施主体として位置付けられており、本交付金の詳細について精通している、徳島県、市町村、農業者団体等から構成する徳島県農地・水・環境保全活動推進協議会（以下「推進組織」という。）を位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

① 徳島県

- ・ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成二十六年六月二十日法律第七十八号。以下「法」という。）第５条に基づく基本方針を策定する。
- ・ 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置する。
- ・ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年４月１日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙３の３に基づく基本方針を策定する。
- ・ 県内の対象組織に対し、交付金に関する説明会等を開催し、必要な事項を周知する。
- ・ 市町村等に対し、適宜指導を行い、本交付金の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、活動に関する手引き等を作成する。
- ・ 本交付金について市町村から提出された申請書等の内容の確認・審査を行い、適当と認められるものについて取りまとめの上、国に提出するとともに、市町村長に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ・ 全ての対象組織に対し、活動期間中の５年間に１回程度抽出検査を実施する。

② 市町村

- ・ 法第６条に基づく促進計画を策定する。
- ・ 管内の対象組織から提出された事業計画及び広域協定等を指導・審査し、適当と認められるものについて認定するとともに、徳島県に報告等を行う。
- ・ 毎年度、対象組織の本交付金による活動の実施状況を確認する。
- ・ 管内の対象組織に対し、交付金に関する説明会等を開催し、必要な事項を周知する。
- ・ 本交付金について、対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、活動の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金について、対象組織の活動実施状況の確認を行い、適当と認められるものについて取りまとめの上、徳島県に報告等を行う。
- ・ 本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ・ 県が行う対象組織の抽出検査に立会し、対象組織への指導を行う。

③ 推進組織（徳島県農地・水・環境保全活動推進協議会）

- ・ 県内の対象組織に対し、交付金に関する説明会等を開催し、必要な事項を周知する。また、県及び各市町村と合同で実施する場合においては、双方に対する事務的支援を行う。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・ 交付金事務等について、各組織に対する支援、指導・助言を適宜行い、活動の適切かつ円滑な実施を図る。
- ・ 県が行う対象組織の抽出検査に立会し、対象組織への指導を行う。

（３）市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村等への推進交付金については、国から徳島県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業の実施に必要な経費を徳島県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、徳島県から管内市町村及び推進組織に交付するものとする。

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	徳島県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導・審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導・審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 対象組織への説明会等	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○		○	
(4) 対象組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 審査・通知		○		
(2) 交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項 (多面的機能支払交付金の普及・啓発)	○	○	○	

